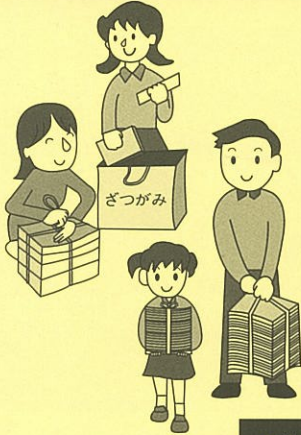


「雑がみ」分別の手引き

保存版

～リサイクル可能な紙類の分別にご協力ください～



市では「資源循環型社会」を目指し、ごみの減量・再資源化に取り組んでいます。市民の皆さんには、日頃からごみの分別にご協力いただいておりますが、燃やせるごみの中にはリサイクル可能な紙類がまだ多く含まれています。

そこで、特にごみとして捨てられやすい「雑がみ」を正しく分別していただくため、この「手引き」を作成しました。

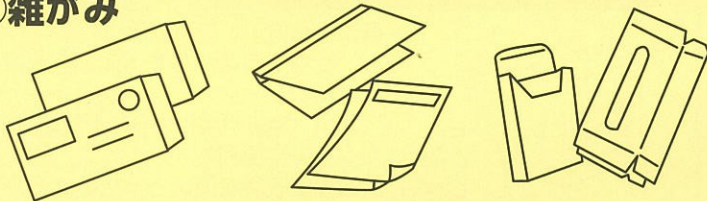
ご家庭の見やすい場所に掲示していただくなど、ご活用いただき、「雑がみ」をはじめ紙類の分別と更なるごみの減量化にご協力をお願いします。

家庭から出るものが回収の対象です

「資源物回収所」に出せる紙類

「雑がみ回収袋」に入れられるのは「①雑がみ」だけです

①雑がみ



「雑がみ」とは、下に記載の「②新聞紙・折込チラシ」、「③ダンボール」、「④内側が白い紙パック」、「⑤雑誌」以外のリサイクルできる紙全般のことです。

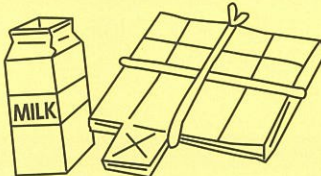
②新聞紙・折込チラシ



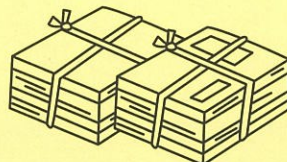
③ダンボール



④内側が白い紙パック



⑤雑誌



②新聞紙・折込チラシ、③ダンボール、④内側が白い紙パック、⑤雑誌の出し方については、「資源物回収年間カレンダー」をご覧ください。

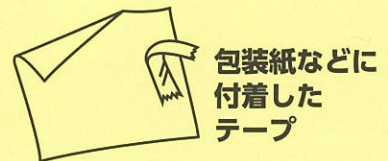
「雑がみ」は、紙以外のものを
はずしてお出してください



ティッシュの箱のビニール



窓開き封筒のプラ製フィルム



包装紙などに付着したテープ



ファイルやバインダーなどの金属やプラスチック

お問い合わせ
上田市

- 生活環境部 廃棄物対策課……………☎22-0666
- 資源循環型施設建設関連事業課……………☎71-8082
- 丸子地域自治センター 市民生活課……………☎42-1054
- 真田地域自治センター 市民生活課……………☎72-0154
- 武石地域自治センター 市民生活課……………☎85-2827

資源物は必ず各自治会の決められた時間にお出してください。

この手引きは再生紙を使用しています